社会福祉法人　諫早市手をつなぐ育成会
役員等報酬及び退任手当に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人諫早市手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）定款第２章及び定款第４章の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

１　役員とは、定款第 17 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

２　評議員とは、定款第５条、評議員選任・解任委員とは、定款第６条に基づき置かれる者をいう

３　報酬等とは、報酬、賞与、その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任手当であって、その名称の如何を問わない。

４　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第３条　理事長及び理事が理事会に出席したときは、「別表 1」により１日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の勤務報酬はこれを支払わないものとする。

２　評議員が評議員会に出席したときは、「別表 1」により１日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第４条の報酬はこれを支払わないものとする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第４条　理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

２　理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

３　評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及

び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第５条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、「別表１」により１日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

２　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第６条　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、「別表１」により１日分の報酬を支払うことができる。なお、監事選出評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会若しくは評議員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

２　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において､理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第７条　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、「別表１」により１日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

２　苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、「別表２」により報酬を支払うことができる。

（支給日）

第８条 支給日は次のとおりとする。

役員の報酬は、法人業務（役員会・評議員会・監査等）を行なう日に支給する。

２　理事長の報酬は、月末締め翌月 25 日に支給する。

（出張旅費）
第９条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人諫早市手をつなぐ育成会「旅費規程」により報酬及び旅費等を支給することができる。

（役員退任手当）
第 10 条　社会福祉法人の役員（理事・監事）が退任した場合、「別表３」により支給することができる。
２　死亡による退職の場合はその遺族へ支給する。（遺族の範囲及び順位は労働基準法施行規則の規定を準用する。）
３　在任期間の計算は、役員（理事・監事）となった日の翌月から退任した日の属する月までの延べ月数による。
４　退任手当は、退任の日から１か月以内に支給する。
５　退任手当は、口座振り込みによって支払う。

（兼務役員）
第 11 条　施設の職員を兼務する役員は､施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）
第 12 条　役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）等の作成に協力するものとする。

（公表）
第 13 条　法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）
第 14 条　この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

（補足）
第 15 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。

この規程は、平成２６年８月２４日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表１（役員・評議員・第三者委員報酬/日額）

区　　分	報酬額	備　　考
理事長（理事会出席報酬等）	７，０００円	
理　事（理事業務報酬等）	５，０００円	
評議員（評議員業務報酬等）	５，０００円	
評議員選任・解任委員（委員会出席報酬等）	５，０００円	
監　事（理事・評議員会出席報酬等）	５，０００円	
苦情対応第三者委員(理事･評議員会出席報酬等)	４，０００円	

別表２（役員・評議員・第三者委員報酬/日額）

区　　分	報酬額	備　　考
理事長（理事長業務等）	７，０００円	
理　事（理事業務報酬等）	５，０００円	
評議員（評議員業務報酬等）	５，０００円	
監　事（監事監査指導報酬等）	６，０００円	
評議員選任･解任委員(理事長命による業務等)	５，０００円	
苦情対応第三者委員（苦情対応の業務報酬等）	４，０００円	

別表３（退任手当）

区 分	基準額/１か月当り	支給額の計算方法
理事長	４，０００円	①算出額は､就任期間の延べ月数に基準額を乗じる。
理　事	４，０００円	②算出額は、就任期間中理事会等へ出席の延べ日を２０日で除し延べ月数へ換算し､基準額を乗じる。
監　事	４，０００円	③算出額は、就任期間中理事会・評議員会等へ出席や監査業務に従事した、延べ日数を２０日で除し延べ月数へ換算し、基準額を乗じる。
※ 上記の計算に基づき算出した額の範囲内で､理事会の議決により支給額を決定する。		